

議案第58号

文花子育てひろばの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

文花子育てひろばの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、文花子育てひろばの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
文花子育てひろば	東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号 社会福祉法人雲柱社 理事長 服部 榮	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(提案理由)

文花子育てひろばの指定管理者を指定する必要がある。